

社会教育関係の取扱いについて

社会教育関係の取扱いについて提出する。

平成 16 年 3 月 3 日

矢部・清和・蘇陽合併協議会会長 甲 斐 利 幸

社会教育関係の取り扱いについて（合併協定項目番号：40）

社会教育関係の取り扱いについては次のとおりとする。

【社会教育】

1 社会教育委員

社会教育委員については、教育委員会が地域性を考慮した人選に努め、合併後新町においても設置する。

2 公民館運営

(1) 公民館については、新町においても引き続き設置し、「中央館 地区館 分館」方式とする。運営については地域性を考慮し、現行のとおり新町に引き継ぎ調整する。

(2) 公民館運営審議会については、引き続き設置し、社会教育委員が兼任する。

3 公民館（地区集会所）設置助成

公民館（地区集会所）の設置助成については、合併後新町において検討する。

4 各種講座

各種講座の開催については、地域性及び独自性のある講座等は現在までの経緯を考慮し、新町においても実施する。

なお、調整できるものは合併までに整理統合を行なう。

5 図書館運営

(1) 図書館運営については、矢部町の例により、合併後新たな制度を設ける。

(2) 図書館協議会については、矢部町の例により、合併後新町においても設置する。

6 視聴覚ライブラリー

視聴覚ライブラリーについては、矢部町の例により、合併後視聴覚教育に関する新たな制度を設ける。

7 国・県・町村指定文化財

国・県・町村指定文化財については、現行のまま新町に引き継ぐ。
文化財の指定基準、補修等の助成については合併後新町において検討する。

社会教育関係の取り扱いについて（合併協定項目番号：40）

- 8 文化財保護委員会
文化財保護委員会については、合併後新町においても設置する。
- 9 歴史民俗資料館運営
歴史民俗資料館運営については、矢部町の例により、現行のとおり新町へ引き継ぐ。
- 10 文化協会
文化協会については、合併後新町において統合に向け調整する。
- 11 保存会
保存会については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- 12 青少年健全育成町民会議
青少年健全育成町民会議については、合併後新町において設置する。
- 13 社会教育指導員
社会教育指導員については、合併後、新町においても設置する。
- 14 P T A 連絡協議会
P T A 連絡協議会については、合併後新町において再編する。
- 15 婦人会
婦人会については、合併後新町において統合に向け調整する。
- 16 青年団
青年団については、合併後新町において統合に向け調整する。
- 17 子供会
子供会活動については、合併後新町において統合に向け調整する。
- 18 社会教育関係助成
社会教育関係団体及び各種団体等への助成金については、合併後新町において検討する。
- 19 国際交流事業・青少年海外派遣事業
国際交流事業・青少年海外派遣事業については、合併後新町において検討する。
- 20 成人式
成人式については、合併後新町において調整する。

【社会体育】

- 1 体育施設管理運営
体育施設の管理運営については、現在までの管理運営体制の経緯、施設条件等を考慮して、現行のとおり新町へ引き継ぐ。
- 2 体育指導委員
体育指導委員については、合併後新町においても設置する。

社会教育関係の取り扱いについて（合併協定項目番号：40）

3 体育協会

体育協会については、合併後新町において調整する。

4 各種スポーツ大会

各種スポーツ大会については、合併後新町において調整する。

5 スポーツ活動補助金

スポーツ活動補助金については、従来からの実績、経緯に配慮し合併後新町において検討する。

平成16年3月3日確認

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

担当者	専門部会長	矢部町 辰本 国弘
	分科会代表	矢部町 田上 博之

専門部会名	文教	分科会名	社会教育
合併協定項目番号	40 - 1	事務事業名	社会教育委員

調整方針	社会教育委員については、教育委員会が地域性を考慮した人選に努め、合併後新町においても設置する。
------	---

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	調整内容
組織名称	矢部町社会教育委員	清和村社会教育委員	蘇陽町社会教育委員	社会教育委員については、教育委員会が地域性を考慮した人選に努め、合併後新町においても設置する。 社会教育委員については、社会教育法第15条により市町村に置くことができるとされています。委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱することになります。
根拠条例等	社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規程に基づき設置 矢部町公民館条例第7条	社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規程に基づき設置 清和村社会教育委員設置条例	社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規程に基づき設置 蘇陽町社会教育委員条例 第1条	
委員の定数	16名	16名	5名	
委員の任期	2年 平成16年3月31日まで	2年 平成16年3月31日まで	2年 平成15年3月31日まで	
会議の開催	年3回	年1回	年3回	
報酬額等	日額 委員長 6,100円 委員 6,000円 費用弁償 2,200円+車馬賃(k37円)	日額 6,600円 費用弁償 2,200円	年報酬 一律30,000円 費用弁償 1,500円+車馬賃(k25円)	
その他	公民館運営審議会委員を兼任	公民館運営審議会委員を兼任紹介	公民館運営審議会委員を兼任	

関連法令等(抜粋) 社会教育委員関係

社会教育法

(市町村教育委員会の事務)

第5条 市町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行なう。

2 社会教育委員の委嘱に関すること。

(社会教育委員の構成)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

1. 社会教育に関する諸計画を立案すること。
2. 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
3. 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の定数等)

第18条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

担当者	専門部会長	矢部町 辰本 国弘
	分科会代表	矢部町 田上 博之

専門部会名	文教	分科会名	社会教育
合併協定項目番号	40 - 2	事務事業名	公民館運営

調整方針	公民館については、新町においても引き続き設置し、「中央館 地区館 分館」方式とする。運営については地域性を考慮し、現行のとおり新町に引き継ぎ調整する。 公民館運営審議会については、引き続き設置し、社会教育委員が兼任する。
------	---

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	調整内容
根拠条例等	矢部町公民館条例及び矢部町公民館運営規則・矢部町公民館の使用に関する規則	清和村公民館設置条例及び清和村公民館運営規則	蘇陽町公民館条例及び蘇陽町公民館条例施行規則	(1) 公民館については、新町においても引き続き設置し、「中央館 地区館 分館」方式とする。運営については地域性を考慮し、現行のとおり新町に引き継ぎ調整する。 (2) 公民館運営審議会については、引き続き設置し、社会教育委員が兼任する。
施設名	矢部町中央公民館	清和村中央公民館(基幹集落センターに併設)	蘇陽地区馬見原地区公民館 蘇陽地区菅尾地区公民館	
組織	公民館長 教育長兼務 中央公民館 1 公民館支館 15 分館(自治公民館) 122	館長:教育長 中央館 1 地区館 7 分館 自治公民館 33	館長:教育長兼務 蘇陽地区馬見原地区公民館 蘇陽地区菅尾地区公民館	
報酬等 会議、研修等	支館長 年 27,000円 費用弁償 日当 2,200円+車馬賃 支館長会議 年5~6回 支館長・分館長会議 年1回 公民館リーダー研修 年1回 支館長視察研修 年1回 県公民館大会参加(支館長)			
職員	公民館主事 4名(社会教育課兼任辞令) 土日、祭日、夜間は管理人を配置	嘱託職員 2名(図書室の管理を兼ねる) 夜間は、管理人を配置	馬見原公民館は馬見原支所を兼ねる為、支所長1名、その他職員1名	
委託料等	管理人委託料 1,284,000円 (昼3,480円 夜2,480円) その他維持管理清掃委託料合計 1,370,000円	嘱託職員賃金 2,180,000円 委託料 353,000円 電気工作物保安業務 防火設備点検管理 浄化槽検査管理	委託料 1,701,000円 管理委託 電気工作物保安業務 清掃業務 樹木管理業務 空調機器保守点検 浄化槽管理 委託 蘇陽町公民館条例第5条(別添)	
申込み方法	原則として30日前から3日前までに中央公民館に申込み	事前に借用状況を確認し、インターネット(前月の23日まで)か直接申込書を公民館窓口に提出(パソコンで管理)	申込み:教育委員会、東竹原出張所 馬見原公民館馬見原支所に直接申込みを行なう。	
徴収方法	原則として申請時に現金で支払う。状況により後日納入、振込も可能。	前月の申込書と管理日誌を照合し、徴収簿を作成。 納付書を送付(納付書以外はパソコンで管理)	申請と同時に納付書を発行し請求する。	
公民館利用 減免範囲	社会教育団体・体協・町の主催事業・町長が認めた場合	社会教育団体・体協・村の主催事業・村長が認めた場合	社会教育団体・体協・町の主催事業・町長が認めた場合	
その他		敷地借上げ料 1,138,000円		

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

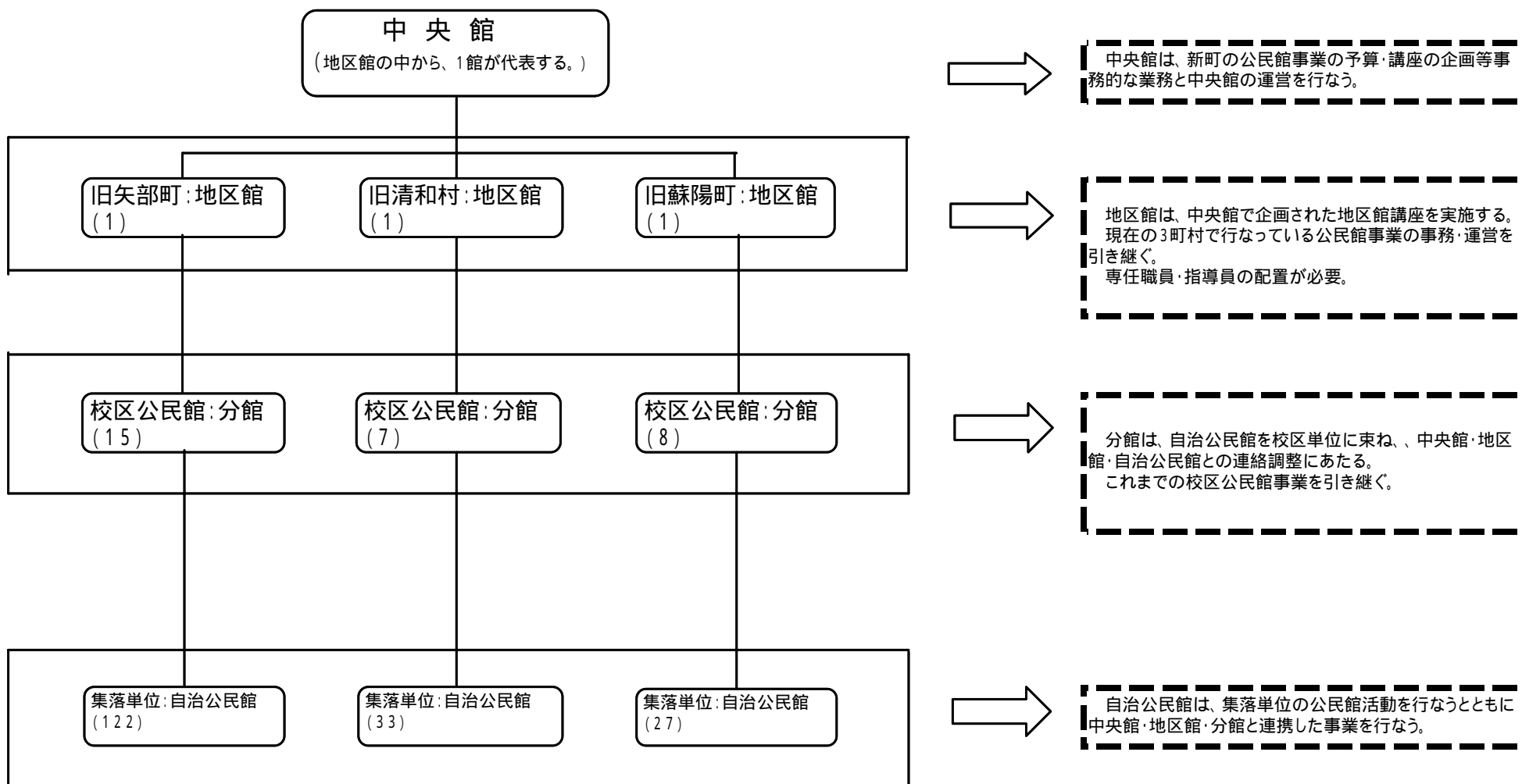
担当者	専門部会長	矢部町 辰本 国弘
	分科会代表	矢部町 田上 博之

専門部会名	文教	分科会名	社会教育
合併協定項目番号	40 - 2	事務事業名	公民館運営

調整方針	
------	--

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	調整内容
組織名称	矢部町公民館運営審議会	清和村公民館運営審議会	蘇陽町公民館運営審議会	公民館運営審議会は、社会教育法第29条により公民館に設置することができ、館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施につき調査審議するものであることから、審議会設置に係る条例等については新たに設置することとする。
根拠条例	矢部町公民館条例第5条及び矢部町公民館運営規則第10条第1項	清和村公民館設置条例第3条・第4条	蘇陽町公民館条例4条及び公民館条例施行規則第3条	
委員数	16名	16名	5名	
任期	2年	2年	2年	
報酬等	日額 委員長 6,100円 委員 6,000円 費用弁償 2,200円+車馬賃(k37円)	報酬 6,600円 費用弁償 2,200円	報酬 年30,000円 費用弁償 1,500円+車馬賃(k25円)	
会議	公民館運営審議会 年2~3回 (矢部町社会教育委員会議と同時開催)	公民館運営審議会 1回 清和村社会教育委員の会と同時開催	公民館運営審議会 3回 (社会教育委員会と同時開催)	
その他	社会教育委員を兼務	社会教育委員を兼務	社会教育委員を兼務	

新町公民館組織イメージ図



関連法令等(抜粋) 社会教育施設管理関連法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育機関の設置)

第30条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

社会教育法

(市町村教育委員会の事務)

第5条 市町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行なう。

2 公民館の設置及び管理に関すること。

(公民館の設置者)

第21条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除く外、公民館は、公民館設定の目的をもつて民法第34条の規定により設立する法人(この章中以下「法人」という。)でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

1. 定期講座を開設すること。
2. 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
3. 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
4. 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
5. 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
6. その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

関連法令等(抜粋) 公民館運営審議会関係

社会教育法

(公民館運営審議会)

第 29 条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第 30 条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

第 31 条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

公民館施設の使用料

【資料】
公民館施設

(単位:円)

公民館施設名		使用料					
		室内使用料					冷暖房使用料
		9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～17時	9時～22時	
矢部町 中央公民館	大研修室	1,600	1,800	1,800	3,600	4,800	600
	視聴覚室	1,200	1,400	1,400	2,800	3,600	600
		器具利用の場合は1台につき600円					
	調理室	1,200	1,400	1,400	2,800	3,600	600
		調理台利用の場合は1台につき120円					
研修室	750	950	950	1,900	2,400	360	
和室	850	1,200	1,200	2,400	3,600	360	
清和村 公民館	研修室 (大)	全室	1,000 (1時間当たり)				500
		半室	500 (1時間当たり)				250
	研修室(中)		500 (1時間当たり)				250
	研修室(小)		500 (1時間当たり)				250
	和室		500 (1時間当たり)				250
	生活改善室(占有して使用する場合)		500 (1時間当たり)				250
蘇陽町	馬見原地区公民館	大ホール	2,500 (1時間当たり)				500
		中会議室	200 (1時間当たり)				300
		小会議室	200 (1時間当たり)				300
		中会議室	200 (1時間当たり)				150
		小会議室	200 (1時間当たり)				150
		調理・実習室	500 (1時間当たり)				300
		全館使用	3,500 (1時間当たり)				1,500
	菅尾地区公民館	全館使用	1,000 (1時間当たり)				0

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

担当者	専門部会長	矢部町 辰本 国弘
	分科会代表	矢部町 田上 博之

専門部会名	文教	分科会名	社会教育
合併協定項目番号	40 - 3	事務事業名	公民館（地区集会所）設置助成

調整方針	公民館（地区集会所）の設置助成については、合併後新町において検討する。
------	-------------------------------------

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	調整内容
名 称	矢部町地区集会所設置助成金	清和村公民館設置補助金	蘇陽町団体営公共事業補助金	公民館（地区集会所）の設置助成については、合併後新町において検討する。
根拠例規等	矢部町地区集会所設置補助金交付条例（昭和51年条例第4号）	公民館設置補助金交付規則（昭和47年規則第21号）	蘇陽町団体営公共事業補助金交付条例（昭和33年条例第57号）	
補助対象	社会教育を推進するための地区集会所	公民館設置に係る、新築、増改築、災害復旧、内容設備等	集落の公共的な集会施設	
補助内容	公民館増改築整備 5,000,000円 新築 30%（用地代を含まない） 増改築 30% 内容設備 40% 災害復旧 40% 事業費総額10万円及び内容設備5万円以上に限る。上限100万円。	公民館設置補助金 25,300,000円 新築・増改築等 事業費の100分の50以内 災害復旧等 事業費の100分の50以内 内容設備 事業費の100分の50以内 限度額50万円	査定事業の100分の50以内 限度額500万円	
その他	平成17年まで計画有り	起債（過疎債）で公民館を設置。 維持管理は地元負担。		

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

担当者	専門部会長	矢部町 辰本 国弘
	分科会代表	矢部町 田上 博之

専門部会名	文教	分科会名	社会教育
合併協定項目番号	40 - 4	事務事業名	各種講座

調整方針	各種講座の開催については、地域性及び独自性のある講座等は現在までの経緯を考慮し、新町においても実施する。 なお、調整できるものは合併までに整理統合を行なう。
------	---

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	調整内容
高齢者学級講座	<p>矢部町いきいき大学 受講資格：60歳以上 受講料：無料 但し受益者負担金として 年1,500円自主徴収 学級内容：教養科・郷土史料・技能科・文芸科・趣味手芸科・健康環境科の7学級で月1回 受講期間：4年だが本人の希望により永続して受講可 講師謝金：半日3,500円 1日5,000円 町外講師+費用弁償 特別講師は別途料金</p>	<p>和光教室 受講資格：60歳以上 受講料：無料 但し材料代や研修旅行等の経費は個人負担 学級内容：月1回の教養講座 月1～2回の趣味講座(いけ花・手芸・書道・工芸) 受講期間：1年だが本人の希望により再受講可 講師謝金：教養講座講師(無料～50,000円程度) 1回30,000円×5～6回 趣味講座講師(6,000円)</p>	<p>蘇陽町高齢者学級 受講資格：60歳以上 受講料：無料 但し受益者負担金として 年3,000円自主徴収 学級内容：教養・郷土史・技能・文芸・趣味手芸・健康環境等に関する講演 受講期間：単年度 講師謝金：H14年度に関しては無料 特別講師は別途料金</p>	<p>高齢者を対象とした講座については、住民の要望を考慮し、新町においても実施する。</p>
女性学級講座	<p>中央婦人学級 受講資格：不問 受講料：受益者負担金として 年1,000円自主徴収 学級内容：一般教養・郷土史・趣味手芸・自主スポーツの4学級で月1回 受講期間：1年単位だが本人の希望により永続して受講可 講師謝金：半日3,500円 1日5,000円 町外講師+費用弁償</p>	なし	なし	<p>女性学級については、住民の要望を考慮し、新町においても実施する。</p>
成人学級講座	<p>和のスクール 受講資格：小学5年以上から高齢者まで 受講料：教材費として月2,000円 (高校生以下1,000円) 学級内容：三味線・箏・尺八・笛の4学級で月2回開催 受講期間：1年単位だが、希望により永続受講可能 講師謝金：月50,000円×4人×12月 =2,400,000円</p>	<p>成人学級 受講資格：成人 受講料：材料代や研修旅行等の経費は個人負担 学級内容：主に教養講座 座趣味講座：コーラス (農閑期の10月～3月6回開催) 昼に実施 受講期間：1年単位(再受講は何回でも可) 講師謝金：趣味講座講師 6,000円 教養講座講師 無料～50,000円程度</p>	なし	<p>一般の方を対象とした講座については、住民の要望を考慮し、新町においても実施する。</p>

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

担当者	専門部会長	矢部町 辰本 国弘
	分科会代表	矢部町 田上 博之

専門部会名	文教	分科会名	社会教育
合併協定項目番号	40 - 4	事務事業名	各種講座

調整方針	
------	--

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	調整内容
小・中学生講座	<p>小・中学生茶道教室 受講資格：小学1年以上から中学3年生 受講料：無料 但し教材費、保険料として年1,500円 学級内容：原則6月から毎月第2・4土曜日、午前中開催 受講期間：1年単位だが、希望により中学3年まで受講可能 講師謝金：6,000円×17回</p>	<p>子ども茶道教室 受講資格：小学1年以上から中学3年生 受講料：無料 但し教材費は自己負担 学級内容：原則5月から毎月第2・4水曜日の夜に開催 受講期間：1年単位だが、希望により中学3年まで受講可能 講師謝金：1回 7,000円</p>	<p>子ども茶道教室 受講資格：小学1年以上から中学3年生（20名程度） 受講料：一人 600円 学級内容：原則毎月第1・第3土曜日、午前中に開催 受講期間：1年単位だが、希望により中学3年まで受講可能 講師謝金：なし</p>	<p>小中学生を対象とした講座については、住民の要望を考慮し、新町においても実施する。</p>
		<p>子ども陶芸教室（公民館施設改修のため休止）</p>	<p>そよっ子わくわく教室 受講資格：町内の小中学生 受講料：保険料 450円 木工教室のみ教材費 300円 学級内容：サッカー教室 楽器演奏 茶道教室 工芸教室 学習教室 木工教室 受講期間：1年単位 講師謝金：なし</p>	
IT講習	<p>IT講習会 国庫補助金の有無：国庫補助及び町単独含む 事業費：総額 4,053,000円 （内補助金分 3,000,000円） 事業内容：基本操作・表計算・年賀状作成・ホームページ作成等 1講座12時間×21講座実施 実施期間：平成14年6月～11月 実施場所：矢部町中央公民館・中島中学校・白糸第2小学校 その他：IT担当として指導員を配置</p>	<p>IT講習会 国庫補助金の有無：国庫補助及び村単独含む 事業費：総額 1,200,000円 （内補助金分 600,000円） 事業内容：パソコン基本操作・メール・インターネット・ワード・エクセル・はがき作成等 1講座12時間×8講座実施 実施期間：平成14年6月～11月 実施場所：清和村中央公民館・清和村研修センター その他：講習会の講師は外部委託</p>	<p>IT講習会 国庫補助金の有無：無し 事業費：総額 206,000円 事業内容：基本操作・文書入力・インターネット閲覧・名刺作成等 1講座16時間実施（昼・夜） 実施期間：平成15年2月 実施場所：蘇陽町総合行政センター パソコン学習室 その他：役場職員の中から指導員1名及び補助員2名（夜のみ）を配置</p>	<p>IT講習事業については、住民の要望を考慮し、合併後新町において調整する。</p>

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

担当者	専門部会長	矢部町 辰本 国弘
	分科会代表	矢部町 田上 博之

専門部会名	文教	分科会名	社会教育
合併協定項目番号	40 - 5	事務事業名	図書館運営

調整方針	<p>(1) 図書館運営については、矢部町の例により、合併後新たな制度を設ける。</p> <p>(2) 図書館協議会については、矢部町の例により、合併後新町においても設置する。</p>
------	--

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	調整内容
施設名称	矢部町立図書館	清和村中央公民館図書室（村民文庫）	蘇陽町馬見原地区公民館図書室	<p>(1) 図書館運営については、矢部町の例により、合併後新たな制度を設ける。</p> <p>(2) 図書館協議会については、矢部町の例により、合併後新町においても設置する。</p>
根拠条例等	矢部町立図書館設置に関する条例・矢部町立図書館の管理運営に関する規則	なし	なし	
所在地	矢部町城原169-1	清和村大平306-1	蘇陽町馬見原大字218番地	
事業内容	図書館購入費 年500万円 学校等配本サービス 講演会、映写会、音楽会等の開催	図書購入費 年488,000円	図書購入費：400,000円 移動図書配本サービス（町内13カ所） お話し会の開催	
開閉時間	10:00～18:00（平日） 土日10:00～17:00	8:30～19:00	13:00～17:15（火・木・土） 及び第2日曜日	
休館日	平常：月曜、祝祭日、月末 年末年始：12月28日～翌年1月4日 館内整理日：毎月末日。但し月曜日祝祭日の時はその末日。 特別整理日：年度末1週間以内の範囲において委員会が定める日。	年末年始 お盆	月、水、金、日 年末年始	
利用者範囲	矢部町に住所を有する者 矢部町に所在する職場に勤務する者 矢部町に所在する学校に勤務する者 その他館長が特に適当と認めた者			
警備方法等 （委託先 金額）				
館長	専任 非常勤 任期：1年 報酬額：無報酬	なし	なし	
町村職員	職員：社会教育課兼任職員1名(司書) 嘱託職員1名	職員：嘱託職員1名（2名で交替勤務） （中央公民館の施設利用等の管理事務を兼ねる）	職員：嘱託職員1名 （公民館清掃業務も含む）	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

担当者	専門部会長	矢部町 辰本 国弘
	分科会代表	矢部町 田上 博之

専門部会名	文教	分科会名	社会教育
合併協定項目番号	40 - 5	事務事業名	図書館協議会

調整方針	
------	--

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	調整内容
協議会名	矢部町図書館協議会	なし	なし	
任務	図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行なう図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べることを目的とする。			
委員数	11名 やべごう郷土史伝承会 1名 公民館支館長会 1名 公民館運営審議会 1名 文化財保護委員会 1名 社会教育委員（農業団体関係者） 1名 学識関係者 1名 学校関係者 1名 保育園保護者会 1名 学識経験者 1名 図書館ボランティアピエロの会 1名 矢部町青年団 1名			
任期	2年			
報酬	日額 委員長 6,100円 委員 6,000円 費用弁償 2,200円+車馬賃			
協議会開催	年3～4回			
その他	委員、図書職員の視察研修		郡：阿蘇郡図書館活動振興協議会	

(資料 矢部町立図書館関連条例等)

矢部町立図書館設置に関する条例(平成9年矢部町条例第5号)

(図書館協議会)

第4条 図書館に図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。
- 3 協議会は、委員12名以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

矢部町立図書館管理運営に関する規則(平成9年教育委員会規則第4号)

(協議会の委員の任命)

第18条 図書館協議会(以下「協議会」という。)の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、矢部町教育委員会が任命する。

(会長及び副会長)

第19条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代表する。

(会議)

第20条 会議は会長が収集する。

- 2 協議会は、委員の過半数をもって成立する。
- 3 会議の議長は、会長が務める。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第21条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

〔図書館等の状況〕

区分		町村名	矢部町	清和村	蘇陽町
施設名称			矢部町立図書館	清和村基幹集落センター 図書室	馬見原地区公民館 図書室
建設・改築年月日			H9 3.26	S53 3.31	平成元年1月31日
年間利用者数(H14年度)			6,026人	2,400人	3,336人
図書数(冊)			24,824冊	約5,000冊	約10,000冊
施設概要 延べ床面積(m ²)・構造			274.2m ² 鉄筋コンクリート2階建	740m ² (集落センター全体) うち図書室 約80m ² 鉄筋平屋	102m ² 鉄筋平屋
開閉時間			10:00～18:00 土・日10:00～17:00	9:00～17:45	13:00～17:15(火・水・木) 及び第2日曜日
休館日	平常		月曜日、祝祭日、月末	8月13日～8月15日	月曜日、水曜日、金曜日、日曜日
	年末年始		12月28日から翌年1月4日	12月29日から、翌年1月4日	12月29日から翌年1月3日
	その他		館内整理日 毎月末日。但し月曜日祝祭日の時はその 末日。 特別整理日 年度末1週間以内の範囲において委員会 が定める日。	-	-
利用者範囲			矢部町に住所を有する者 矢部町に所在する職場に勤務する者 矢部町に所在する学校に勤務する者 その他館長が特に適当と認めた者	-	蘇陽町に住所を有するもの その他館長が特に適当と認めたもの
貸出期間			書籍 2週間以内 DVD 2泊3日	書籍 2週間以内 ビデオ 1週間以内	書籍 2週間以内
警備方法等	方法 委託先		セキュリティ九州	公民館嘱託職員及び管理人により鍵、 開館、閉館及び書籍の管理を行っている	嘱託職員により鍵、開館、閉館及び書 籍の管理を行っている
	金額		機器リース 月額 8,400円 年額108,000円 保守管理 年額 12,600円	-	日額 5,600円
館長	委員定数		専任、非常勤	-	-
	任期		1年	-	-
	報酬額		無報酬	-	-
図書館協議会	委員定数		13名	-	-
	任期		2年	-	-
	報酬額		委員長 6,100円/日 委員 6,000円/日	-	-
	費用弁償		2,200円+車馬賃	-	-
町村職員			社会教育課兼任職員1名(司書) 嘱託職員1名	嘱託職員1名(2名で交替勤務) (基幹集落センターの施設利用の管理事 務を兼ねる)	嘱託職員1名 (公民館清掃作業も含む)
建設・改築計画(増改築含む)			H15 増改築工事		

図書館等の概要

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

担当者	専門部会長	矢部町 辰本 国弘
	分科会代表	矢部町 田上 博之

専門部会名	文教	分科会名	社会教育
合併協定項目番号	40 - 6	事務事業名	視聴覚ライブラリー

調整方針	視聴覚ライブラリーについては、矢部町の例により、合併後視聴覚教育に関する新たな制度を設ける。
------	--

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	調整内容
根拠条例等	矢部町立視聴覚ライブラリー設置に関する規則	なし	なし	視聴覚ライブラリーについては、矢部町の例により、合併後視聴覚教育に関する新たな制度を設ける。
目 的	学校教育及び社会教育の視聴覚教育の振興を図るため、矢部町立視聴覚ライブラリーを設置する。			
設置場所	矢部町中央公民館		蘇陽町教育委員会内	
館長及び職員	館長：公民館長 職員：教育委員会事務局職員		職員：社会教育係で兼務	
運営委員	運営委員：公民館運営審議委員		なし	
会議開催	年 2 回（公民館運営審議会）		なし	
事業内容	学校・社会教育施設・教育的活動の利用者への機材、教材の供給、資料作成。講演会、研修会の開催。関係団体との連絡協力		教育的活動の利用者への機材、教材の貸出業務	
その他		社会教育関係啓発ビデオ等は図書室で一括管理	社会教育関係啓発ビデオ等は教育委員会で一括管理	

矢部町立視聴覚ライブラリー設置に関する規則

昭和 58 年 6 月 30 日

教育委員会規則第 4 号

(目的)

第 1 条 この規則は、矢部町の学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定に基づき、矢部町立視聴覚ライブラリー（以下「視聴覚ライブラリー」という。）の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 前条の目的を達成するため本町に視聴覚ライブラリーを設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 矢部町立視聴覚ライブラリーと称し、矢部町大字下市 33 番地の 1、矢部町公民館内に置く。

(事業)

第 4 条 視聴覚ライブラリーは、おおむね次に掲げる事業を行う。

- (1) 学校、社会教育施設等に対し視聴覚機材・教材を供給すること。
- (2) 視聴覚機材・教材の利用に関する解説資料等を作成し利用の便宜を図ること。
- (3) 視聴覚教育に関する講習会や研修会等を開催すること。
- (4) 視聴覚に関する機関、団体等との連絡、協力に関すること。

(利用の促進)

第 5 条 視聴覚ライブラリーは、学校及び社会教育施設に対し積極的に視聴覚機材・教材を供給し、その利用の促進を図らなければならない。

2 前条に規定するもののほか、視聴覚ライブラリーは、教育的な活動のため視聴覚機材・教材の利用を申し出た者に対し、これを貸し出すことができる。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りではない。

- (1) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動のために利用するとき。
- (2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他宗教的活動のために利用するとき。
- (3) 専ら営利を目的として利用するとき。
- (4) 公共の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (5) その他館長が不相当と認めたとき。

(職員)

第 6 条 視聴覚ライブラリーに、館長及びライブラリー係職員を置く。

- 2 館長は公民館長をあて、視聴覚ライブラリーの業務を掌理する。
- 3 ライブラリー係は、教育委員会事務局職員を充てる。

(運営委員会)

第7条 視聴覚ライブラリーの円滑な運営に資するため、視聴覚ライブラリーに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、視聴覚ライブラリーの運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、視聴覚ライブラリーの行う事業について館長に対し意見を述べるものとする。

3 運営委員会の委員は、公民館運営審議会の委員により兼任するものとする。

(利用手続)

第8条 視聴覚ライブラリーを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、所定の利用申込書に必要事項を記入のうえ館長の許可を得ること。

(弁償)

第9条 利用者が、故意又は重大な過失により、その利用した視聴覚機材・教材に損害を与えた時は、館長は、当該利用者に損害の実費を弁償させることができる。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、別に館長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

担当者	専門部会長	矢部町 辰本 国弘
	分科会代表	矢部町 田上 博之

専門部会名	文教	分科会名	社会教育
合併協定項目番号	40 - 7	事務事業名	国・県・町村指定文化財

調整方針	国・県・町村指定文化財については、現行のまま新町に引き継ぐ。 文化財の指定基準、補修等の助成については合併後新町において検討する。
------	--

調査項目	矢 部 町			清 和 村			蘇 陽 町			調整内容
件数	国・県指定 5 件 町指定 5 4 件			国・県指定 1 件 村指定 1 6 件			国・県指定 1 件 町指定 3 1 件			国・県・町村指定文化財については、現行のまま新町に引き継ぐ。 文化財の指定基準、補修等の助成については合併後新町において検討する。
国指定重要文化財	有形	建造物	通潤橋							
県指定重要文化財	有形	彫刻	木造薬師如来坐像附脇侍 木造日光菩薩立像 木造大日如来坐像 木造聖観音菩薩立像	無形	芸能	清和村文楽人形芝居	有形	記念物 (史跡)	高畑赤立遺跡	
町村指定文化財	有形	天然記念物	唐傘松	無形	芸能	清和文楽	無形	工芸技術	青柳製釜炒玉緑茶の手炒りの技法	
	"	建造物	和田弥一 平蔵の墓	有形	建造物	大川六地藏塔	有形	建造物	下番橋	
	"	"	貫原橋	"	彫刻	伎楽の面	"	"	高畑宝塔	
	"	"	金内橋	"	"	阿弥陀如来像	"	"	彼の石板碑	
	"	"	立野橋	"	工芸	鱧口	"	"	水堂院大神板碑	
	"	"	旧日向街道の道標	"	史跡	古代の石風呂	"	"	火伏地藏堂の六地藏	
	"	"	渡辺 質の墓	"	"	仏原騒動跡	"	"	二瀬本六地藏	
	"	"	聖橋	"	"	伝安徳天皇御陵	"	"	下山六地藏	
	"	"	平行三棟づくり民家 (民俗資料館)	"	"	井無田城跡と六地藏	"	"	秋葉神社石像	
	"	"	糸原の宝きょう印塔	"	名勝	清水峠	"	"	滝下観音堂坂碑附石仏	
	"	"	阿蘇惟種の墓	"	"	穿の洞窟	"	"	今村山城守の供養塔	
	"	"	法印豪忠の墓	"	天然記念物	元小峰菩提樹	"	"	高辻の板碑	
	"	"	矢部勘右衛門重元の墓	"	"	拝所の大杉	"	"	高仏の板碑	
	"	"	浜町橋	"	彫刻	黒峰薬師如来座像	"	"	新八代屋の家屋	
	"	"	笹原の石蹟	"	"	黒峰五輪塔	"	工芸技術	玉目釈迦堂の鱧口	
	"	"	御小屋	"	墓石	河鶴板碑	"	"	大師堂の鱧口	
	"	"	渡辺 現 渡辺量蔵の墓				"	"	花上釈迦堂の鱧口	
	"	"	放牛地藏				"	"	椋山阿蘇神社の鱧口	
	"	"	極楽地藏				"	"	菅原神社天満宮の鱧口	
	"	"	南田阿弥陀堂の鱧口				"	"	阿弥陀如来道の鱧口	
	"	工芸	クルス瓦							
	"	"	太刀銘 友成							
	"	"	刀剣 三振							
	"	"	満福寺の鱧口							

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

担当者	専門部会長	矢部町 辰本 国弘
	分科会代表	矢部町 田上 博之

専門部会名	文教	分科会名	社会教育
合併協定項目番号	40 - 7	事務事業名	国・県・町村指定文化財

調整方針	
------	--

調査項目	矢 部 町			清 和 村	蘇 陽 町			調整内容
町村指定文化財	有形	古文書	万世井手の流れ		有形	天然記念物	下山八幡宮の杉群	
	"	"	通潤橋仕法書		"	"	服掛の松	
	"	"	謡曲本 延寿桜		"	"	不動堂の櫨	
	無形	芸能	目丸の棒踊り		"	"	東福寺の銀杏	
	"	史跡	岩尾城跡		"	"	椀山阿蘇神社の銀杏	
	"	"	愛藤寺城跡		"	"	幣立宮の高野槇	
	"	"	男成台地縄文遺跡		"	"	恵良の藤	
	"	"	浜の館礎石群		"	"	幣立神社の森	
	"	"	愛藤寺の石畳		"	"	仁瀬本神社の森	
	"	"	木原才治時英の墓		"	"	年祢神社の森	
	"	"	男成守寿の墓		"	"	早楮神社の森	
	"	"	間部忠兵近衛公豊の墓					
	"	"	御廟					
	"	"	華蔵寺の古墳群					
	"	"	片平の千体地蔵と古墳群					
	"	"	華蔵寺の阿蘇家墓地1号～6号群					
	有形	名勝	五老ヶ滝					
	"	天然記念物	延寿桜					
	"	"	上畑の大杉					
	"	"	新藤造化天神の いちいがし群					
"	"	野尻の大けやき						
"	"	譲原の甌穴群						
"	古文書	男成家文章						
"	"	松陰堂渡辺家文章						
"	"	井出家文章						
"	"	岸本家文章						
今後指定が必要なもの				5件				
補修等の助成	国・県指定重要文化財については地元負担分を町が全額負担 町指定分については原則として所有者負担、状況に応じて対応			補助あり 予算の範囲内	無し			

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

担当者	専門部会長	矢部町 辰本 国弘
	分科会代表	矢部町 田上 博之

専門部会名	文教	分科会名	社会教育
合併協定項目番号	40 - 8	事務事業名	文化財保護委員会

調整方針	文化財保護委員会については、合併後新町においても設置する。
------	-------------------------------

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	調整内容
組織名称	矢部町文化財保護委員会	清和村文化財保護委員会	蘇陽町文化財保護委員会	文化財保護委員会については、合併後新町においても設置する。
根拠条例	矢部町文化財保護条例	清和村文化財保護指導委員設置規則	蘇陽町文化財保護委員設置条例第2条	
任務	文化財保護法及び熊本県文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で町の区域内に存在するもののうち、町にとって重要なものを指定して、その維持保存のため必要な措置を講じることを目的とする。	文化財保護法及び熊本県文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で町の区域内に存在するもののうち、村にとって重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、本村文化の進歩に貢献することを目的とする。	文化財保護法及び熊本県文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で町の区域内に存在するもののうち、町にとって重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、町民の文化的向上に貢献することを目的とする。	
人数	若干名（現在5名）	5名以内 現在4名	5名以内、町内居住者から委嘱。	
任期	3年	2年	3年	
報酬等	日額 委員長 6,100円 委員 6,000円 費用弁償 2,200円+車馬賃	日額 6,600円 費用弁償 2,200円	年報酬 委員長32,000円、委員30,000円	
会議開催回数	3～4回	2回	3回	
その他	年1回視察研修			

文化財保護法

(地方公共団体の事務)

第98条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

- 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
- 3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(地方文化財保護審議会)

第105条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。

- 2 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。
- 3 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

担当者	専門部会長	矢部町 辰本 国弘
	分科会代表	矢部町 田上 博之

専門部会名	文教	分科会名	社会教育
合併協定項目番号	40 - 9	事務事業名	歴史民俗資料館運営

調整方針	歴史民俗資料館運営については、矢部町の例により、現行のとおり新町へ引き継ぐ。
------	--

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	調整内容
施設名	矢部町立民俗資料館	該当なし	該当なし	歴史民俗資料館運営については、矢部町の例により、現行のとおり新町へ引き継ぐ。
所在地	矢部町大字下市			
構 造	平行三棟造り（三つ家づくり） かや葺			
建築面積	126㎡			
総工費	5,048,000円			
竣 工	昭和53年11月6日			
開 館	昭和54年7月4日			
管理体制	管理人1名（管理委託契約）			
管理費	日額 3,370円×300日			
開館時間	9:00～16:00 月曜休館			
資料内容	民具、昔の生活用具等の展示			
その他	*資料整理のため、臨時で休館する場合があります。			

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

担当者	専門部会長	矢部町 辰本 国弘
	分科会代表	矢部町 田上 博之

専門部会名	文教	分科会名	社会教育
合併協定項目番号	40 - 10	事務事業名	文化協会

調整方針	文化協会については、合併後新町において統合に向け調整する。
------	-------------------------------

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	調整内容
名称	矢部町文化協会	清和村文化協会	蘇陽町文化協会	文化協会については、合併後新町において統合に向け調整する。
目的	会員相互の連携を密にし、積極的に文化事業を進め、矢部町文化の向上を図る	文化関係の諸団体、諸機関の相互の連絡協調を図り文化の育成発展に寄与する	町内の文化関係の諸団体並びに諸機関等の相互の連絡強調を図り、文化の育成発展に寄与することを目的とする。	
事業	文化事業の主催、後援 研修会、発表会、公演、上映会 児童生徒の作品の発表展示	文化事業の主催・後援 文化団体・文化機関の相互の連絡協調と情報交換 その他、文化の育成発展に必要な事業	文化協会主催町内史跡めぐり 馬見原火伏地蔵祭時特別ステージにて発表会の開催	
役員(組織)	会長1、副会長2、理事長1、副理事長1、常任理事1、理事若干名、監事2、事務局長1、会計1、顧問	会長1、副会長2、理事若干名 監事2名	会長：1名、副会長：2名、理事：若干名 監事：2名	
役員任期	2年	2年	2年	
会議開催回数	2回程度 総会(理事会) 文化祭事前会議	2回程度 総会(理事会) 文化祭打合せ	3回	
会員	300名	会員約150名	150名	
経費等	町助成金 180,000円 会費 1団体3,000円	村助成金 100,000円 県文化協会補助金 70,000円 会費 1人当たり500円	町助成金：195,000円 (1団体15,000円/13団体) 会費：1団体あたり3,000円	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

担当者	専門部会長	矢部町 辰本 国弘
	分科会代表	矢部町 田上 博之

専門部会名	文教	分科会名	社会教育
合併協定項目番号	40 - 11	事務事業名	保存会

調整方針	保存会については、現行のまま新町に引き継ぐ。
------	------------------------

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	調整内容
団体名称	目丸棒踊り保存会	清和文楽人形芝居保存会	年祢神社神楽保存会	保存会については、現行のまま新町に引き継ぐ。
会員	地区住民	16名	地元住民	
助成金	無し	300,000円	20,000円	
委託料	無し	清和文楽人形芝居道具管理委託料 50,000円		
祭祀日	9月27日		5/3夏祭典、9/30秋祭り、1/15総代会	
団体名称			二瀬本神楽保存会	
会員			地元住民	
助成金			20,000円	
委託料				
祭祀日			1/24夜神楽、3月二瀬本稲荷神社祭 8月～9月(秋葉神社,下山八幡宮,二瀬本神社祭)	
団体名称			団七踊り保存会	
会員			地元住民	
助成金			20,000円	
委託料				
祭祀日			1/7新年初踊、3/6団七交流会	
団体名称			今岩戸神楽保存会	
会員			地元住民	
助成金			20,000円	
委託料				
祭祀日			2月初牛祭り	
団体名称			塚野神社神楽保存会	
会員			地元住民	
助成金			20,000円	
委託料				
祭祀日			1/10鈴おこし, 3/21彼岸中日, 4/4及び7/4 風祭り, 8/1旧祭典日 9/21彼岸中日	
その他 伝統芸能	通潤太鼓(下市) 龍宮太鼓(上川井野) 肥後神楽(菅笠石) 少女神楽(男成) 岩戸神楽(上菅上) 他	緑仙太鼓	火伏太鼓	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

担当者	専門部会長	矢部町 辰本 国弘
	分科会代表	矢部町 田上 博之

専門部会名	文教	分科会名	社会教育
合併協定項目番号	40 - 12	事務事業名	青少年健全育成町民会議

調整方針	青少年健全育成町民会議については、合併後新町において設置する。
------	---------------------------------

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	調整内容
組織の有・無及び名称	矢部町青少年健全育成町民会議	清和村青少年健全育成村民会議	蘇陽町青少年健全育成町民会議	青少年健全育成町民会議については、合併後新町において設置する。
組織の所管課	矢部町健康福祉課	清和村教育委員会	蘇陽町教育委員会	
組織の根拠条例	なし	なし	蘇陽町青少年健全育成町民会議規約	
委員の定数	14名 会長1名 副会長2名 理事11名	なし 会長：村長 副会長：教育委員長 村P連会長 行政、議会、教育委員、警察、小中学校、高校、PTA、高校育友会、老人会、民生児童委員、人権擁護委員、保護司、区長会、少年補導員、子ども会、農協、商工会などの代表者 約50名	24名 会長1名 副会長2名 理事16名 監事2名 顧問3名(町長・議長・教育委員長)	
任 期	2年	なし	1ケ年	
会議の開催	役員会議3回 総会年1回	年1回	会議4回 広報誌発行	
報酬額等	なし	費用弁償 2,200円	なし	
町助成金等	360,000円	なし	350,000円	
下部組織への助成	1地区27,000×15	なし	1地区70,000×3支部 本部 140,000円	
実施事業	推進大会1回	各団体や機関ごとに実施 協議内容) 各団体より前年度の事業報告及び本年度の取組みについて協議 また、講師を招聘し、研修も実施している。	広報誌 絆 発行 年2回 青少年意見発表大会 蘇陽町青少年育成キャンプ 生徒指導連絡協議会を兼ねる。	
その他 総予算額	会費 1戸100円(自主) 805,000円			

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

担当者	専門部会長	矢部町 辰本 国弘
	分科会代表	矢部町 田上 博之

専門部会名	文教	分科会名	社会教育
合併協定項目番号	40 - 13	事務事業名	社会教育指導員

調整方針	社会教育指導員については、合併後、新町においても設置する。
------	-------------------------------

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	調整内容
組織名称	矢部町社会教育指導員	清和村社会教育指導員	なし	社会教育指導員については、合併後、新町においても設置する。
根拠条例等	矢部町社会教育指導員の任命等に関する規則	清和村社会教育指導員の任命等に関する規則		
人 数	4名	現在は0名		
任 務	教育長の命を受け、社会教育主事の指導のもとに社会教育の特定分野についての直接指導及び学習相談に応じる。 (高齢者学級・女性学級・女性団体育成・同和教育・IT講習・文化財等)	教育長の命を受け、社会教育主事の指導のもとに社会教育の特定分野についての直接指導及び学習相談に応じる。 (和光教室、成人学級等)		
費用弁償	月額6,230円(非常勤職員)	月額6,600円		
勤務条件	週3日以上、週30時間以内 原則として月～金 1日6時間 9:00～16:00迄	週2日以上勤務		
雇用期間	1年間	1年間		
その他				

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

担当者	専門部会長	矢部町 辰本 国弘
	分科会代表	矢部町 田上 博之

専門部会名	文教	分科会名	社会教育
合併協定項目番号	40 - 14	事務事業名	P T A連絡協議会

調整方針	P T A連絡協議会については、合併後新町において再編する。
------	--------------------------------

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	調整内容
会員数 (役員)	会員数 1,088名 会長1 副会長2 母親部長1 理事13 参事7 理事2 事務局1	会員数319名 会長1 副会長2 母親部長1 母親副部長1 監査2 庶務1	会員数518名 会長1 副会長2 母親部長1 母親副部長1 監査2 事務局1	P T A連絡協議会については、合併後新町において再編する。
任期	1年	1年	1年	
助成金	306,000円	340,000円	100,000円	
その他	同和教育視察研修80,000円	村P T A助成 340,000円 (内訳) 村P連 120,000円 村P連母親部 50,000円 清和中P T A 65,000円 小学校 35,000円×3PTA 105,000円		

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

担当者	専門部会長	矢部町 辰本 国弘
	分科会代表	矢部町 田上 博之

専門部会名	文教	分科会名	社会教育
合併協定項目番号	40 - 15	事務事業名	婦人会

調整方針	婦人会については、合併後新町において統合に向け調整する。
------	------------------------------

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	調整内容
組織名称	矢部町婦人会	清和女性交流会 (婦人は平成15年3月に解散)	蘇陽町婦人会	婦人会については、合併後新町において統合に向け調整する。 (1)清和村は現時点で婦人は解散したが、清和村女性交流会が存在する。清和村女性交流会を含めたところで、再編成を行う。
会員数 (役員)	322名 会長1 副会長2 書記1 理事1 監査2 会計1	12名(清和村女性交流会) 会長1 事務局(会計)1 監査2	42名 会長1 副会長2(書記、会計兼任) 理事5 監査2	
任期	1年	なし	2年	
助成金	500,000円	100,000円	270,000円	
その他	平成14年度から郡、県組織を脱退し町単独活動を行う。		郡、県組織に現在も残って活動している。	
支部	5支部 ・ 浜町支部 ・ 白糸第三支部 ・ 御岳西部支部 ・ 御所支部 ・ 婦人学級		3支部 ・ 馬見原支部 ・ 菅尾支部 ・ 柏支部	
会費	100円/年			

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

担当者	専門部会長	矢部町 辰本 国弘
	分科会代表	矢部町 田上 博之

専門部会名	文教	分科会名	社会教育
合併協定項目番号	40 - 16	事務事業名	青年団

調整方針	青年団については、合併後新町において統合に向け調整する。
------	------------------------------

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	調整内容
組織名	矢部町青年団	該当なし	蘇陽町青年団（蘇陽風倶楽部）	青年団については、合併後新町において統合に向け調整する。
会員数 （役員）	30名 会長1 副会長2 会計1		25名 会長1 副会長2 事務局1 会計1	
任期	1年		2年	
助成金	220,000円		108,000円	
その他				

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

担当者	専門部会長	矢部町 辰本 国弘
	分科会代表	矢部町 田上 博之

専門部会名	文教	分科会名	社会教育
合併協定項目番号	40 - 17	事務事業名	子供会

調整方針	子供会活動については、合併後新町において統合に向け調整する。
------	--------------------------------

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	調整内容
子供会活動 組織の有無	自治公民館活動の中で自主組織	清和村子ども会育成者連絡協議会 単位子ども会 10団体	無し	子供会活動については、合併後新町において統合に向け調整する。
組織との関わり	町としてなし	事務局：教育委員会		
・県子連との関係	未加盟	加入（会費納入）		
・郡子連との関係	負担金 5,000円を納入	負担金 5,000円を納入	負担金 3,000円を納入	
・助成金	公民館支館助成金の中に含む	村子連 100,000円 単位子ども会 303,000円 (均等割り 20,000円 一人600円)		
・事業	無し	教育委員会事業と共催 沖縄県嘉手納町交流事業 文楽の里祭参加 わんぱく村スキー教室		
その他		村子連会費 一人300円 県子連会費を含む		

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

担当者	専門部会長	矢部町 辰本 国弘
	分科会代表	矢部町 田上 博之

専門部会名	文教	分科会名	社会教育
合併協定項目番号	40 - 18	事務事業名	社会教育関係助成

調整方針	社会教育関係団体及び各種団体等への助成金については、合併後新町において検討する。
------	--

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	調整内容
各種団体助成金	PTA 連絡協議会 306,000円 矢部町婦人会 500,000円 矢部町青年団 220,000円 矢部町文化協会 180,000円 公民館活動 2,470,000円 子ども会育成 181,500円 同和教育推進協議会 2,070,000円 同和地区子ども会育成 820,000円	村PTA助成 340,000円 村P連 120,000円 村P連母親部 50,000円 清和中PTA 65,000円 小学校 35,000円×3PTA 105,000円 清和女性の会(婦人会) 100,000円 清和女性交流会 100,000円 清和村文化協会 150,000円 公民館活動 1,800,000円 子ども会育成 450,000円 清和文楽人形芝居保存会 250,000円	PTA 連絡協議会 100,000円 蘇陽町婦人会 270,000円 蘇陽町青年団 108,000円 蘇陽町文化協会 225,000円	社会教育関係団体及び各種団体等への助成金については、合併後新町において検討する。
各種事業助成金	世代間交流事業 1,200,000円 町P連同和教育研修 80,000円 青少年海外派遣事業 1,170,000円	少年の翼(沖縄県嘉手納町交流事業) (30,000円×15名) 450,000円	青少年海外派遣事業 406,000円 青少年育成キャンプ助成金 122,000円 勤労青年国内研修助成金(北海道) 50,000円×2名	
その他				

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

担当者	専門部会長	矢部町 辰本 国弘
	分科会代表	矢部町 田上 博之

専門部会名	文教	分科会名	社会教育
合併協定項目番号	40 - 19	事務事業名	国際交流事業・青少年海外派遣事業

調整方針	国際交流事業・青少年海外派遣事業については、合併後新町において検討する。
------	--------------------------------------

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	調整内容
事業名	青少年海外派遣事業	なし	南阿蘇中学生海外研修事業	国際交流事業・青少年海外派遣事業については、合併後新町において検討する。
目的及び対象者	国際化に対応できる人間性豊かな青少年の育成に資する。 少年の翼 中学生 10名 ホームステイ受け入れ 25名		国際化に対応できる人間性豊かな青少年の育成に資する。 少年の翼 中学生 5名 ホームステイ受け入れ 5名	
事業内容	町内中学1年生20名を募集し韓国に4泊5日でホームステイ等を実施。 韓国中学生20名程度を3泊4日で受け入れ、ホームステイを実施。		1町村5名 韓国中学生との交流・宿泊及び社会研修(4泊5日)で受入、ホームステイを実施。	
H14 予算額	助成金 910,000円		助成金 300,000円	
助成金	訪韓中学生の旅費の3/4を町が助成 助成総額 1,170,000円 訪日中学生、引率者の滞在費を全額町が負担		経費 110,000円 1名あたり 60,000円地元教育委員会より助成、個人負担50,000円	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

担当者	専門部会長	矢部町 辰本 国弘
	分科会代表	矢部町 田上 博之

専門部会名	文教	分科会名	社会教育
合併協定項目番号	40 - 20	事務事業名	成人式

調整方針	成人式については、合併後新町において調整する。
------	-------------------------

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	調整内容
開催期日	1月4日 午後2時 開会	1月3日	8月16日	成人式については、合併後新町において調整する。
主管課	社会教育課	教育委員会	教育委員会	
場 所	国民宿舎 通潤山荘	清和村研修センター	蘇陽町総合行政センター	
内 容	ビデオレター（中学時の先生） 祝辞（町長・議長・地元県議） 誓いの言葉（代表男女） 記念撮影 ビンゴゲーム	祝辞（町長・議長・教育委員長・JA上益城） 新成人者の一言メッセージ 誓いの言葉 記念撮影	祝辞（町長・議長・） 誓いの言葉（代表男女） 記念品贈呈 2,500円程度 弁当代 2,000円程度 記念撮影	
記念品 (予算等)	記念写真とビンゴゲーム景品	システム手帳	予算 477,600円（公民館費）	
その他	実行委員会（新成人者）で事前に内容検討 ビンゴゲームは実行委員会で進行。高校生ボランティアが生花の贈呈（青年団寄贈）を手伝う			

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

担当者	専門部会長	矢部町 辰本 国弘
	分科会代表	矢部町 田上 博之

専門部会名	文教	分科会名	社会教育
合併協定項目番号	40 - 体育 - 1	事務事業名	体育施設管理運営

調整方針	体育施設の管理運営については、現在までの管理運営体制の経緯、施設条件等を考慮して、現行のとおり新町へ引き継ぐ。
------	---

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	調整内容
町 村 営 体 育 館 等	中央体育館 中島体育館 浜町体育館 名連川体育館 下矢部体育館	村民体育館 朝日西部体育館 木原谷体育館 緑川体育館	町民体育館 馬見原地区体育館 長崎地区体育館 花上地区体育館 二瀬本地区体育館 橘地区体育館 上差尾体育館 長谷地区体育館 東竹原地区体育館	体育施設の管理運営については、現在までの管理運営体制の経緯、施設条件等を考慮して、現行のとおり新町へ引き継ぐ。
小・中学校体育館等	矢部中体育館 中島中体育館（上記 中島体育館と同） 浜町小体育館 白糸第一小体育館 白糸第二小体育館 白糸第三小体育館 下矢部西部小体育館 下矢部東部小体育館 御岳小体育館 御岳西部小体育館 中島南部小体育館 中島東部小体育館 中島西部小体育館 下名連石小体育館 御所小体育館	清和中体育館 清和小体育館 朝日小体育館 小峰小体育館	蘇陽中体育館 蘇陽中武道館 馬見原小体育館 大野小体育館 菅尾小体育館 蘇陽小体育館	

様式2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

担当者	専門部会長	矢部町 辰本 国弘
	分科会代表	矢部町 田上 博之

専門部会名	文教	分科会名	社会教育
合併協定項目番号	40 - 体育 - 1	事務事業名	体育施設管理運営

調整方針	
------	--

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	具体的調整内容
町 村 営 グラウンド等 はナイター設備あり	町営グラウンド 町営ゲートボール場 御岳グラウンド 御岳第二グラウンド 名連川グラウンド	村営グラウンド 朝日西部グラウンド 木原谷地区グラウンド	馬見原地区グラウンド 長崎地区グラウンド 花上地区グラウンド 二瀬本地区グラウンド 橘地区グラウンド 上差尾地区グラウンド 長谷地区グラウンド 東竹原地区グラウンド	
小・中学校グラウンド等 はナイター設備あり	矢部中グラウンド 中島中グラウンド 浜町小グラウンド 白糸第一小グラウンド 白糸第二小グラウンド 白糸第三小グラウンド 下矢部西部小グラウンド 下矢部東部小グラウンド 御岳小グラウンド 御岳西部小グラウンド 中島南部小グラウンド 中島東部小グラウンド 中島西部小グラウンド 下名連石小グラウンド 御所小グラウンド	清和中グラウンド 清和小グラウンド 朝日小グラウンド 小峰小グラウンド	蘇陽中グラウンド 馬見原小グラウンド 大野小グラウンド 菅尾小グラウンド 蘇陽小グラウンド	
弓道場	町営弓道場			
プール	町営プール 町営中島プール		町営水泳プール	

グラウンド等の使用料金

【資料】
社会体育施設(グラウンド・ゲートボール場)

町村名	スポーツ施設名	施設概要	使用料金	備考
矢部町	町営グラウンド	軟式野球 1面 ソフトボール 2面 サッカー(400メートルトラック) 1面	午前 230円/2時間 午後 440円/2時間 夜 1,700円/2時間	管理人
	町営第二グラウンド (町営ゲートボール場)		1コート 5時～12時 120円 12時～19時 120円 19時～22時 60円	
	御岳グラウンド	軟式野球 1面 ソフトボール 1面	午前 230円/2時間 午後 440円/2時間 夜 1,700円/2時間	
	御岳第二グラウンド (グラウンドゴルフ場・元校舎敷地)		未定 (様子を見て調整)	
	名連川グラウンド	運動広場	午前 230円/2時間 午後 440円/2時間 夜 1,700円/2時間	
	矢部中グラウンド	軟式野球グラウンド 1コート ソフトボール 1コート サッカー 1コート ソフトテニス 2コート	無料	
	中島中グラウンド	軟式野球 1コート ソフトボール 1コート サッカー 1コート ソフトテニス 1コート	夜間 1,700円/2時間	
	浜町小学校グラウンド	軟式野球 1コート ソフトボール 1コート サッカー 1コート	夜間 1,700円/2時間	
	白糸第一小グラウンド	運動広場	無料	
	白糸第二小グラウンド	運動広場	無料	
	白糸第三小グラウンド	運動広場	無料	
	下矢部西部小グラウンド	運動広場	夜間 1,700円/2時間	
	下矢部東部小グラウンド	運動広場	無料	
	御岳小グラウンド	サッカー 1コート	無料	
	御岳西部小グラウンド	運動広場	無料	
	中島南部小グラウンド	軟式野球 1コート ソフトボール 1コート サッカー 1コート	無料	
	中島東部小グラウンド	運動広場	無料	
	中島西部小グラウンド	運動広場	無料	
	下名連石小グラウンド	ソフトボール 1コート	無料	
	御所小グラウンド	運動広場	無料	
清和村	村営グラウンド	野球 2面	夜間 800円/1時間	
	木原谷グラウンド	運動広場	地元管理	ナイター設備設置予定
	清和中グラウンド	200メートルトラック テニスコート 2コート	無料	
	清和小グラウンド	ソフトボール 1コート	無料	
	朝日小グラウンド	ソフトボール 1面	無料	
	小峰小グラウンド	ソフトボール 1面	無料	
	蘇陽町	馬見原地区グラウンド	軟式野球 1コート ソフトボール 1コート ソフトテニス 2コート	夜間 800円/1時間
長崎地区グラウンド		運動広場	無料	
花上地区グラウンド		運動広場	無料	
二瀬本地区グラウンド		運動広場	無料	
橘地区グラウンド		運動広場	無料	
上差尾地区グラウンド		運動広場	無料	
長谷地区グラウンド		運動広場	無料	
東竹原地区グラウンド		運動広場	無料	
蘇陽中グラウンド		軟式野球 1コート ソフトボール 1コート ソフトテニス 2コート	夜間 800円/1時間	
馬見原小グラウンド		運動広場	無料	
大野小グラウンド		運動広場	無料	
菅尾小グラウンド		運動広場	無料	
蘇陽小グラウンド		運動広場	無料	

体育館・武道館・プール等の使用料金

〔調整案〕

社会体育施設(体育館・武道館・弓道場・プール)

町村名	スポーツ施設名	施設概要	使用料金			備考
			昼間	夜間	営利目的	
矢部町	中央体育館	バスケットボール 2面 バレーボール 2面 バドミントン 6面	バドミントンコート1面 80円/2時間 バレー、バスケット 220円/2時間	バドミントンコート1面 350円/2時間 バレー、バスケット 1,000円/2時間	(入場料、又はこれに類するものを徴収しない催し物) 営利又は宣伝を目的としない催し物 9時～12時 2,000円 12時～17時 4,000円 17時～22時 6,000円 全日 10,800円 延長料1時間につき1,400円	管理人
	中島体育館	バスケットボール 2面 バレーボール 2面 バドミントン 3面	バドミントンコート1面 220円/2時間 バレー、バスケット 220円/2時間	バドミントンコート1面 850円/2時間 バレー、バスケット 1,000円/2時間	その他の催し物 9時～12時 3,300円 12時～17時 6,000円 17時～22時 7,500円 全日 16,800円 延長料1時間につき1,800円	
	浜町体育館	バスケットボール 1面 バレーボール 2面 バドミントン 3面	バドミントンコート1面 220円/2時間 バレーボール1面 220円/2時間	バドミントンコート1面 850円/2時間 バレーボール1面 850円/2時間	(入場料、又はこれに類するものを徴収する催し物) 営利又は宣伝を目的としない催し物 9時～12時 6,000円 12時～17時 8,800円 17時～22時 16,000円 全日 25,500円 延長料1時間につき2,700円	
	名連川体育館	バレーボール 2面 バドミントン 3面	バドミントンコート1面 220円/2時間 バレーボール1面 220円/2時間	バドミントンコート1面 850円/2時間 バレーボール1面 850円	その他の催し物 9時～12時 9,500円 12時～17時 15,900円 17時～22時 25,200円 全日 46,200円 延長料1時間につき5,300円	
	下矢部体育館	バレーボール 2面 バドミントン 3面	バドミントンコート1面 220円/2時間 バレーボール1面 220円/2時間	バドミントンコート1面 850円/2時間 バレーボール1面 850円/2時間		
	矢部中体育館	バスケットボール 2面 バレーボール 2面 バドミントン 6面		850円/2時間	原則禁止	
	浜町小体育館	バスケットボール 1面 バレーボール 2面 バドミントン 3面		850円/2時間	原則禁止	
	白糸第一小体育館	バレーボール 2面 バドミントン 2面		850円/2時間	原則禁止	
	白糸第二小体育館	バスケットボール 1面 バレーボール 1面 バドミントン 2面		850円/2時間	原則禁止	
	白糸第三小体育館	バスケットボール 1面 バレーボール 1面 バドミントン 2面		850円/2時間	原則禁止	
	下矢部西部小体育館	バレーボール 1面 バドミントン 2面		850円/2時間	原則禁止	
	下矢部東部小体育館	バスケットボール 1面 バレーボール 1面 バドミントン 2面		850円/2時間	原則禁止	
	御岳小体育館	バスケットボール 1面 バレーボール 1面 バドミントン 2面		850円/2時間	原則禁止	
	御岳西部小体育館	バスケットボール 1面 バレーボール 1面 バドミントン 2面		850円/2時間	原則禁止	
	中島南部小体育館	バスケットボール 1面 バレーボール 1面 バドミントン 2面		850円/2時間	原則禁止	
	中島東部小体育館	バスケットボール 1面 バレーボール 1面 バドミントン 2面		850円/2時間	原則禁止	
	中島西部小体育館	バスケットボール 1面 バレーボール 1面 バドミントン 3面		850円/2時間	原則禁止	
	下名連石小体育館	バレーボール 1面 バドミントン 2面		850円/2時間	原則禁止	
	御所小体育館	バレーボール 1面 バドミントン 2面		850円/2時間	原則禁止	
	町営弓道場			学生・生徒 1日/40円 1ヶ月/500円 一般 1日/60円 1ヶ月/600円	—	
町営プール	屋外25℃ 7コース (小プール)		子ども 50円 大人 160円 付添 60円	—		

体育館・武道館・プール等の使用料金

町村名	スポーツ施設名	施設概要	使用料金			備考
			昼間	夜間	営利目的	
清和村	村民体育館	バスケットボール 2面	バスケットボール半面 200円/1時間 2階フロア 100円/1時間 ステージ 100円/1時間		バスケットボール半面 600円/1時間 2階フロア 300円/1時間 ステージ 300円/1時間 *入場料を徴収する場合は 2倍の金額	
	朝日西部体育館	バスケットボール 1面	200円/1時間		2,000円/1時間	
	木原谷体育館	バスケットボール 1面	200円/1時間		2,000円/1時間	
	清和中体育館	バスケットボール 2面 バドミントン 3面	300円/1時間		原則禁止	
	清和小体育館	バドミントン 1面	200円/1時間		原則禁止	
	朝日小体育館	バドミントン 3面	200円/1時間		原則禁止	
	小峰小体育館	バドミントン 3面	200円/1時間		原則禁止	
蘇陽町	町立体育館	バレーボール 2面 バドミントン 6面	全面 300円/1時間		原則禁止	
	馬見原地区体育館	バレーボール 2面 バドミントン 6面	全面 200円/1時間		原則禁止	
	長崎地区体育館	ミニバスケット 1面 バドミントン 1面	全面 150円/1時間		原則禁止	
	花上地区体育館	バドミントン 1面	全面 150円/1時間		原則禁止	
	二瀬本地区体育館	ミニバスケット 1面 バドミントン 1面	全面 150円/1時間		原則禁止	
	橋地区体育館	バレーボール 1面 バドミントン 3面	全面 150円/1時間		原則禁止	
	上差尾地区体育館	バレーボール 1面 バドミントン 3面	全面 150円/1時間		原則禁止	
	長谷地区体育館	ミニバスケット 1面 バドミントン 1面	全面 150円/1時間		原則禁止	
	東竹原地区体育館	バレーボール 1面 バドミントン 3面	全面 150円/1時間		原則禁止	
	蘇陽中武道館	武道館 1面	全面 150円/1時間		原則禁止	
	蘇陽中体育館	バレーボール 2面 バドミントン 6面	全面 300円/1時間		原則禁止	
	馬見原小体育館	バレーボール 1面 バドミントン 3面	全面 200円/1時間		原則禁止	
	大野小体育館	ミニバスケット 1面 バドミントン 1面	全面 150円/1時間		原則禁止	
	菅尾小体育館	バレーボール 1面 バドミントン 3面	全面 150円/1時間		原則禁止	
	蘇陽小体育館	バレーボール 2面 バドミントン 3面	全面 200円/1時間		原則禁止	
町営二瀬本プール	屋外25℃ 6コース (小プール)	—		—		

体育施設管理委託の現況

〔資料〕

(平成14年度実績)

町村名	施設名	管理者	委託料(円)	委託内容	委託期間	支払時期	その他	
矢部町	町営グラウンド	個人	135,960円/月 1,631,520円	1,631,520	開閉・見回り・掃除等	14.4.1 ～15.3.31	月末	
	御岳グラウンド	個人	17,360円×12月 208,320円	208,320	開閉・見回り・掃除等	14.4.1 ～15.3.31	11・3	
	名連川グラウンド	個人	17,360円×8月 138,880円	138,880	開閉・見回り・掃除等	14.4.1 ～15.3.31	7・11	
	中央体育館	個人	昼 3,400円 夜 2,430円	1,072,720	開閉・見回り・掃除等	14.4.1 ～15.3.31	月末	
	中央体育館	個人	昼 3,400円 夜 2,430円	1,166,000	開閉・見回り・掃除等	14.4.1 ～15.3.31	月末	
	中島体育館	個人	昼 3,400円 夜 2,430円	330,440	開閉・見回り・掃除等	14.4.1 ～15.3.31	月末	
	下矢部体育館	個人	昼 3,400円 夜 2,430円	274,470	開閉・見回り・掃除等	14.4.1 ～15.3.31	月末	
	浜町体育館	個人	17,360円×12月 208,320円	208,320	開閉・見回り・掃除等	14.4.1 ～15.3.31	月末 7・3	
	名連川体育館	黒木尾地区						
	町営プール	教育委員会						
	ゲートボール場	ゲートボール協会						
	中島中グラウンド	個人	17,360円×8月 138,880円	138,880	開閉・見回り・掃除等	14.4.1 ～15.3.31	7・11	
	浜町小グラウンド	個人	17,360円×8月 138,880円	138,880	開閉・見回り・掃除等	14.4.1 ～15.3.31	7・11	
	下矢部西部小グラウンド	個人	17,360円×8月 138,880円	138,880	開閉・見回り・掃除等	14.4.1 ～15.3.31	7・11	
	浜町小体育館	個人	17,360円×12月 208,320円	208,320	開閉・見回り・掃除等	14.4.1 ～15.3.31	9・3	
	白糸第一小体育館	個人	17,360円×12月 208,320円	208,320	開閉・見回り・掃除等	14.4.1 ～15.3.31	9・3	
	白糸第二小体育館	個人	17,360円×12月 208,320円	208,320	開閉・見回り・掃除等	14.4.1 ～15.3.31	9・3	
	白糸第三小体育館	個人	17,360円×12月 208,320円	208,320	開閉・見回り・掃除等	14.4.1 ～15.3.31	9・3	
	下矢部西部小体育館	個人	17,360円×12月 208,320円	208,320	開閉・見回り・掃除等	14.4.1 ～15.3.31	9・3	
	下矢部東部小体育館	個人	17,360円×12月 208,320円	208,320	開閉・見回り・掃除等	14.4.1 ～15.3.31	9・3	
	御岳小体育館	個人	17,360円×12月 208,320円	208,320	開閉・見回り・掃除等	14.4.1 ～15.3.31	9・3	
	御岳西部小体育館	個人	17,360円×12月 208,320円	208,320	開閉・見回り・掃除等	14.4.1 ～15.3.31	9・3	
	中島南部小体育館	個人	17,360円×12月 208,320円	208,320	開閉・見回り・掃除等	14.4.1 ～15.3.31	9・3	
	中島東部小体育館	個人	17,360円×12月 208,320円	208,320	開閉・見回り・掃除等	14.4.1 ～15.3.31	9・3	
	中島西部小体育館	個人	17,360円×12月 208,320円	208,320	開閉・見回り・掃除等	14.4.1 ～15.3.31	9・3	
	下名連石小体育館	個人	17,360円×12月 208,320円	208,320	開閉・見回り・掃除等	14.4.1 ～15.3.31	9・3	
	御岳小体育館	個人	17,360円×12月 208,320円	208,320	開閉・見回り・掃除等	14.4.1 ～15.3.31	9・3	
	矢部中体育館	個人	17,360円×12月 208,320円	208,320	開閉・見回り・掃除等	14.4.1 ～15.3.31	9・3	
	委託料計			8,363,790				
	清和村	清和村民体育館	個人	1,600円×16回×12月	307,200	開閉	14.4.1 ～15.3.31	翌月
清和中体育館		個人	(1,600円×6回+1200円×2回) ×12月	144,000	開閉	14.4.1 ～15.3.31	翌月	委託者が同じ人のため同じ時間帯の開放があれば、片方の委託料を1200円とする。
清和小体育館								
朝日小体育館		個人	1,600円×14回×12月	268,800	開閉	14.4.1 ～15.3.31	翌月	
小峰小体育館		個人	1,600円×11回×12月	211,200	開閉	14.4.1 ～15.3.31	翌月	
朝日西部体育館		個人	1,600円×3回×12月	57,600	開閉	14.4.1 ～15.3.31	翌月	
木原谷体育館		個人	1,600円×2回×12月	38,400	開閉	14.4.1 ～15.3.31	翌月	
委託料計			1,027,200					
蘇陽町	町民体育館	蘇陽少年剣道クラブ	264,000円/年	264,000	開閉	14.4.1 ～15.3.31	年度末	
	馬見原地区体育館	個人	12,000円+100円×195回=31,500円	31,500	開閉	14.4.1 ～15.3.31	年度末	
	長崎地区体育館	個人	12,000+100円×12回=13,200円 4,000円×12月=48,000円	61,200	開閉	14.4.1 ～15.3.31	年度末	
	花上地区体育館	個人	12,000+100円×43回=16,300円 4,000円×12月=48,000円	64,300	開閉	14.4.1 ～15.3.31	年度末	
	二瀬本地区体育館	個人	12,000+100円×96回=21,600円 4,000円×12月=48,000円	69,600	開閉	14.4.1 ～15.3.31	年度末	
	橘地区体育館	個人	12,000+100円×43回=16,300円 4,000円×12月=48,000円	64,300	開閉	14.4.1 ～15.3.31	年度末	
	上差尾地区体育館	個人	12,000+100円×11回=13,100円 4,000円×12月=48,000円	61,100	開閉	14.4.1 ～15.3.31	年度末	
	長谷地区体育館	個人	12,000+100円×21回=14,100円 4,000円×12月=48,000円	62,100	開閉	14.4.1 ～15.3.31	年度末	
	菅尾小学校	個人	12,000円+100円×32回=15,200円	15,200	開閉	14.4.1 ～15.3.31	年度末	
	馬見原小学校	個人	12,000円+100円×217回=33,700円	33,700	開閉	14.4.1 ～15.3.31	年度末	
	委託料計			727,000				

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

担当者	専門部会長	矢部町 辰本 国弘
	分科会代表	矢部町 田上 博之

専門部会名	文教	分科会名	社会教育
合併協定項目番号	40 - 体育 - 2	事務事業名	体育指導委員

調整方針	体育指導委員については、合併後新町においても設置する。
------	-----------------------------

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	調整内容
組織名称	矢部町体育指導委員	清和村体育指導委員	蘇陽町体育指導委員	体育指導委員については、合併後新町においても設置する。
根拠条例等	矢部町体育指導委員設置に関する条例	清和村体育指導委員設置に関する規則	内規	
定員	17名(内2名女性) (15名の校区選出+女性2名)	6名(内女性2名)	12名(内女性2名)	
任期	2年、但し再任は妨げない	4年。但し再任は妨げない。	2年～3年(各校区から区長の推薦により選出) 但し再任は妨げない	
報酬	年報酬1名当たり 40,100円 費用弁償 2,200円+車馬賃	年報酬1名当たり 45,000円 費用弁償 2,200円	年報酬1名当たり 29,000円 費用弁償 1,500円	
会議及び研修	年15回 郡7回(会長会3回) 町8回 研修年7回(町・郡・県・九州)	年17回 郡7回(会長会3回) 村10回 年6回(郡、県、九州)	町：年5回の定例会 各種大会 郡：阿蘇郡体育指導委員研修会(年1回) 阿蘇山一周駅伝大会 合同会議(年1回) 県：熊本県体育指導委員研修会(年1回) 九州地区体育指導委員研修会 全国体育指導委員研修会	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

担当者	専門部会長	矢部町 辰本 国弘
	分科会代表	矢部町 田上 博之

専門部会名	文教	分科会名	社会教育
合併協定項目番号	40 - 体育 - 3	事務事業名	体育協会

調整方針	体育協会については、合併後新町において調整する。
------	--------------------------

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	調整内容
組織	会長(町長) 副会長2名(教育長・商工会長) 評議員19名(校区体協長15名、婦人会長、公民館支館、青年団長、社会教育課長) 理事17名(旧町村地区代表6名、種目部長代表6名、社会教育課1名、体育協会事務局長、体育指導委員3名) 監事2名	会長(村長)、副会長(教育長)、体育指導委員(6名) 支部長(7名)、支部指導委員(7名)、種目部長(11名)、事務局(教育課長、社会教育係長、担当)	会長(教育長) 副会長(1名) 理事長(1名) 副理事長(1名) 監事(2名) 理事(10名)	体育協会については、合併後新町において調整する。
予算	4,474,143円	0円	2,253,963円	
町村助成金	3,650,000円	1,060,000円	2,000,000円	
負担金		0円	地区体協・種目協会負担金 120,825円	
支部体協数及び補助金額	15校区体協 1,168,200円	支部体育協会 7支部 650,000円 補助金総額 1,060,000円(村費より)	支部体協数 8支部 総補助金額 513,000円	
校区・体協名種目部名及び補助金額	体育協会種目部 16部 陸上部 115,000円 弓道部 60,000円 剣道部 40,000円 卓球部 50,000円 野球部 100,000円 ゲートボール部 90,000円 銃剣道部 50,000円 野外活動部 35,000円 ビーチバレー部 80,000円 ゴルフ部 40,000円 バドミントン部 40,000円 ソフトボール部 110,000円 サッカー部 90,000円 バレーボール部 160,000円 バスケットボール部 70,000円 柔道部 40,000円 職員と別に事務局を設けてあり、体育協会は事務局とは別組織。	体育協会種目部 11部 陸上部 50,000円 ソフトボール愛好会 50,000円 バレーボール協会 50,000円 野球協会 50,000円 卓球部 0円 バドミントン部 50,000円 剣道部 0円 走ろう会 40,000円 ゲートボール協会 50,000円 サッカー部 20,000円 グラウンドゴルフ愛好会 50,000円	体育協会種目部 13部 ソフトボール協会 67,500円 軟式野球協会 67,500円 バレーボール協会 54,000円 バドミントン協会 47,250円 卓球協会 33,750円 剣道協会 40,500円 ゲートボール協会 67,500円 グラウンドゴルフ協会 67,500円 四半的弓協会 40,500円 少年剣道クラブ 47,250円 少年バドミントンクラブ 47,250円 ゴルフ協会 67,500円 ミニバレーボール協会 67,500円	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

担当者	専門部会長	矢部町 辰本 国弘
	分科会代表	矢部町 田上 博之

専門部会名	文教	分科会名	社会教育
合併協定項目番号	40 - 体育 - 4	事務事業名	各種スポーツ大会

調整方針	各種スポーツ大会については、合併後新町において調整する。
------	------------------------------

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	調整内容
事業、及び内容	<p>町民大運動会 毎年10月第1日曜日に町営グラウンドで校区対抗で実施、役員は役場職員、体育指導委員、陸上部</p> <p>町民スポレク大会 毎年3月頃にニュースポーツの紹介と試合形式による実技を行う。参加者は各校区体協を通じて募集し、指導は体育指導委員が行う。</p> <p>町体協種目部による校区体協対抗大会の実施 各大会の成績と町民運動会の成績と町民運動会の成績結果を総合して町民運動会で表彰を行う。</p>	<p>清和村民大運動会 2年に一回、清和村営グラウンドで10月頃各支部対抗で行なう。 役員は、役場職員、体育指導委員、陸上部。</p> <p>清和村民駅伝大会 毎年11月の最後の日曜日に行なう。 小学生の部(各小学校対抗) 6区間 7.50km 中学生の部(小学校区対抗) 6区間 13.40km 一般の部(支部対抗) 6区間 13.40km くじ引きによる抽選会、豚汁を振舞う。</p> <p>みんなのスポーツ大会 毎年3月実施。 ビーチボールバレー、グラウンドゴルフ、トレッキング、小中学生向けゲーム・スポーツ</p> <p>その他 6月 小規模校ミニバスケット大会(女子) 11月 小規模校サッカー大会(男子)</p>	<p>親子ソフトボール大会 毎年6月下旬に町内全小学校を対象に実施。 役員は、教育委員会職員・体育指導委員</p> <p>蘇陽町民体育祭 毎年10月上旬に全町民を対象に実施。 役員は、役場職員・体育指導委員</p> <p>蘇陽町ニュースポーツ大会 毎年11月23日に全町民を対象に、ニュースポーツ普及のため平成15年度より開催予定 役員は、教育委員会職員・体育指導委員</p> <p>蘇陽町縦断駅伝大会 毎年2月の第3土曜日に実施 11区間 20.1km 役員は、役場職員・体育指導委員・地区体育協会役員</p>	各種スポーツ大会については、合併後新町において調整する。

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

担当者	専門部会長	矢部町 辰本 国弘
	分科会代表	矢部町 田上 博之

専門部会名	文教	分科会名	社会教育
合併協定項目番号	40 - 体育 - 5	事務事業名	スポーツ活動補助金

調整方針	スポーツ活動補助金については、従来からの実績、経緯に配慮し合併後新町において検討する。
------	---

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	調整内容
事業名及び、補助金額	上益城郡民体育祭 なし	上益城郡民体育祭 選手1名に対し、5,000円	阿蘇郡民体育祭 選手1名に対し、2,000円	スポーツ活動補助金については、従来からの実績、経緯に配慮し合併後新町において検討する。
	熊本県民体育祭 町体育協会から5,000円助成	熊本県民体育祭 選手に対し、5,000円	熊本県民体育祭 町体育協会から5,000円助成	
	上益城郡町村対抗駅伝大会 選手に対し、記念品2,500円	上益城郡町村対抗駅伝大会 選手に対し、5,000円	阿蘇郡町村対抗駅伝大会 選手に対し、町体育協会から 社会人には4,000円、中高生には記念品	
	熊日郡市対抗女子駅伝大会 選手に対し記念品@5,000	熊日郡市対抗女子駅伝大会 選手に対し、記念品		
	郡市対抗熊日駅伝大会 選手に対し記念品@5,000	郡市対抗熊日駅伝大会 選手に対し、記念品		
その他	対外競技等出場助成金 助成額 1,584,000円 実費の2分の1以内 根拠法 助成に関する条例			